額（その額が現に当該年度分の国民健康保険法第七二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）

㈡　国民健康保険法第七二条の三の二第一項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計（同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定）に繰り入れるものとすることとした。（第四条の四第二項関係）

㈢　国民健康保険法第七二条の三の二第一項の規定による繰入れについて国及び都道府県が行う負担は、当該繰入れが行われた年度において行うものとすることとした。（第四条の四第三項関係）

2　財政安定化基金の取崩し等に関する事項

㈠　国民健康保険法第八一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し及び都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合等に限り行うことができるものとすることとした。（第二一条の二第一項関係）

㈡　都道府県は、財政調整事業に係る会計を国民健康保険法第八一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならないこととした。（第二一条の二第二項関係）

㈢　国民健康保険法第八一条の二第四項の規定により都道府県が取り崩すことができる額は、当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政調整事業に係る財政安定化基金の残高の額及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち、当該都道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額の合算額の範囲内の額とすることとした。（第二一条の二第三項関係）

三　地方税法施行令の一部改正

国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額の減額について、一の1及び2に準じた改正を行うこととした。（第五六条の八九第三項関係）

四　施行期日等

1　この政令の施行に際し必要な経過措置を設けることとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

政　令

政令第二百五十一号

人事評価の基準、方法等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月十日

内閣総理大臣　菅　　義偉

人事評価の基準、方法等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、内閣総理大臣は、第三号に掲げる職員の能力評価に係る評価項目のうち、個別評語を同号に定める数の段階とする必要がないと認めるものについては、当該数を下回る範囲内の数で個別評語の段階を別に定めることができる。

第六条第二項第三号中「五」を「六」に改め、同条第三項中「の程度が」の下に「当該能力評価に係る職員に求められる能力の発揮の程度に達していると」を加え、「、それぞれ通常のもの」を「当該業績評価に係る職員に求められる当該役割を果たした程度に達している」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書の規定により個別評語の段階を定めた場合には、当該個別評語については、内閣総理大臣が別に定める段階を付すものとする。

第六条第三項第二号中「及び第三号」を削り、「中位」を「上位又は中位」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前項第三号に掲げる職員　最下位の段階より二段階以上上位の段階

第十一条第一項中「面談」の下に「（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話（次項において「特定通話」という。）を含む。同項及び次条において同じ。）」を加え、同条第二項中「勤務していること」を「勤務し、かつ、特定通話を行うために必要な電気通信回線を利用することができないことその他の事情」に改め、「交信」の下に「（特定通話に該当するものを除く。）」を加える。

附　則

この政令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉